

評価しない項目（案）

No	分類	項目	理由
1	施設配置計画	施設配置	・全候補地において最終処分場の建設が可能であることを確認済みのため、評価対象としない。
2	主に形状	傾斜	・二次選定において、「造成規模」の項目で造成の容易性を評価している。
3	主に地質	斜面の安定性	・「造成規模」の項目で斜面の安定性を評価している。
4		地震時の液状化	・液状化の危険度が高い地域は候補地に該当なし。
5	土地所有の状態	所有形態	・候補地No.6富士見町原之郷のみ大規模な公有地を含んでいるが、その他の候補地はほぼ私有地で構成されている。
6		筆数	・合意形成の容易性を「所有者数」で評価している。
7	土地利用の現状	土地利用の状況（現況）	・田畑は「農用地域への該当」、山林及び住宅地は「支障物件、河川・水路、地下埋設物」の項目で評価する。
8		土地利用の状況（地目）	・田畑は「農用地域への該当」、山林及び住宅地は「支障物件、河川・水路、地下埋設物」の項目で評価する。
9	家屋	周辺の家屋等の状況	・「外周50m、300m以内の家屋の数」で評価している。
10		最寄家屋との距離	・「外周50m、300m以内の家屋の数」で評価している。
11		悪臭・騒音・振動	・適切な環境対策を行うため、影響は軽微であると考えられる。 ・「外周50m、300m以内の家屋の数」で評価している。
12	公共施設	最寄りの公共施設（学校、病院、公民館、図書館等）の状況	・最終処分場の運営においては、周辺環境に負荷を与えないよう適切な対策を行う。 ・公共施設は、一般的に住宅と異なり人が長年に渡り留まることがないため、評価の対象としない。
13	河川	河川区域・河川保全区域	・候補地内に該当なし。
14		河川類型	・一部の公共用水域は、水域の利用目的、水質汚濁の状況、水質汚濁源の立地状況等に応じて水域類型が指定されている。河川の類型は6類型に分かれており、類型毎に環境基準値が定められている。 ・河川類型に関わらず、排水先河川に負荷を与えないよう適切な水処理を行う。
15	下水	下水道	・いずれの建設候補地も公共下水道の処理区域外にあるため、公共水域への放流が基本となる。
16	農業用水	農業用水源	・農業用水源までの距離に関わらず、農業用水に負荷を与えないよう適切な水処理を行う。最終処分場を設置することによる影響はないと考えられる。 ・河川の生活環境項目に関する基準値においても、水道利用目的と比較して基準値が低いことから、評価を行わないこととする。
17	内水面漁業権	内水面漁業権	・評価に差が出ない項目であった。
18	周辺廃棄物処理施設	1km圏内の民間産業廃棄物処理及び積替保管施設の数	・廃棄物処理施設は適切な環境対策のもと運営されており、廃棄物処理施設が集積することで、環境負荷が累加するものではない。ただし、候補地周辺における他の最終処分場の有無のみ、「1km圏内の最終処分場の有無」で評価をしている。
19		1km圏内の一般廃棄物処理施設等の有無	・廃棄物処理施設は適切な環境対策のもと運営されており、廃棄物処理施設が集積することで、環境負荷が累加するものではない。
20	災害	地すべり防止区域	・候補地内に該当なし。
21		地すべり危険地区	・候補地内に該当なし。
22		地すべり危険箇所	・一次選定の除外地域の要件に含まれているため、評価しない。尚、候補地内に候補地内に該当なし。
23		急傾斜地崩壊危険区域	・候補地内に該当なし。
24		砂防指定地	・県土整備部砂防課に候補地が砂防指定地に該当しないことを確認している。
25		深層崩壊渓流区域	・候補地内に該当なし。
26		宅地造成工事規制区域	・候補地内に該当なし。
27		火山砂防区域	・候補地内に該当なし。
28		火山	・候補地内に該当なし。
29		雪崩危険箇所	・候補地内に該当なし。
30		津波浸水想定区域	・候補地内に該当なし。
31		炭鉱等鉱山跡地採石場跡地	・候補地内に該当なし。
32		液状化の危険度が高い地域	・候補地内に該当なし。
33	運搬	国・県道から2km超	・二次選定で「道路の新設及び改修が必要な距離」を評価しているため、評価しない。
34		主要な道路からの距離	・二次選定で「道路の新設及び改修が必要な距離」を評価しているため、評価しない。
35	水源	水源地域	・水源地域までの距離に関わらず、水源に負荷を与えないよう適切な水処理を行う。最終処分場を設置することによる影響はないと考えられる。

No	分類	項目	理由
36	公園	国立公園	・候補地内に該当なし。
37		国定公園	・候補地内に該当なし。
38		都市公園	・候補地内に該当なし。
39	環境・緑地	近郊緑地保全区域	・候補地内に該当なし。
40		近郊緑地特別保全地区	・候補地内に該当なし。
41		緑地保全地区	・候補地内に該当なし。
42		特別緑地保全地区	・候補地内に該当なし。
43		自然保全地域	・候補地内に該当なし。
44		自然環境保全地域	・候補地内に該当なし。
45		原生自然環境保全地域	・候補地内に該当なし。
46		郷土環境保全地域	・候補地内に該当なし。
47		緑地環境保全地域	・候補地内に該当なし。
48	森林	保護林	・候補地内に該当なし。
49		緑の回廊	・候補地内に該当なし。
50		レクリエーションの杜	・候補地内に該当なし。
51		ふれあいの森	・候補地内に該当なし。
52	動植物	生息地等保護区 (管理区・監視地区)	・候補地内に該当なし。
53		動植物(希少種)の生息地	・候補地内に該当なし。
54		水域環境	・候補地内に該当なし。
55		県の自然保護	・候補地内に該当なし。
56	農地	農用地土壌汚染対策地域	・候補地内に該当なし。
57	歴史・文化	伝統的建造物群保存地区	・候補地内に該当なし。
58		歴史的風土特別保存地区	・候補地内に該当なし。
59		埋蔵文化財包蔵地	・埋蔵文化財が存在する可能性がある候補地がある。 ・実際に最終処分場の建設工事を行う際は、まず文献調査・試掘調査により遺跡の有無を確認する。遺跡が確認された場合、設計変更等により現状保存を優先するが、やむをえず設計変更しない場合には発掘調査を行い、記録保存することにより遺跡情報を後世に残すことを想定している。 ・現段階では、埋蔵文化財の有無について確実な情報がないため、評価対象としない。
60	土地利用	都市計画区域	・最終処分場の設置は、公益上必要な建築物として開発行為の適用から除外されることを前橋市建築指導課に確認している(都市計画法29条1項3号該当)。
61		市街化区域	・候補地内に該当なし。
62		市街化調整区域	・最終処分場の設置は、公益上必要な建築物として開発行為の適用から除外されることを前橋市建築指導課に確認している(都市計画法29条1項3号該当)。 ・これにより、該当の有無が候補地の優劣になり得ないため、評価対象としない。
63		用途地域	・候補地内に該当なし。
64		景観地区	・候補地内に該当なし。
65		風致地区	・候補地内に該当なし。
66		農業振興地域	・農業振興地域は、今後、相当期間(概ね10年以上)にわたり、総合的に農業振興を図るべき地域を指す。 ・農業保護の観点からは、「農用地区域への該当」で評価している。
67		生産緑地地区	・候補地内に該当なし。
68		景観計画区域	・前橋市全域が該当するため、評価に差が出ない。 ・景観への影響は、「景観変化の影響」で評価している。